

資料編

1 防災組織関係

1 - 1 防災関係機関の連絡先

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号
下野市庁舎	下野市笹原26	0285-32-8888

2 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-1119

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理課	宇都宮市塙田 1 丁目1-20	028-623-2136
下野警察署	下野市下古山2451-41	0285-52-0110
下野警察署石橋駅前交番	下野市石橋240	0285-53-7374
下野警察署川中子駐在所	下野市川中子2427	0285-44-0908
下野警察署祇園交番	下野市祇園2-1-1	0285-44-7867
下野警察署小金井駅前交番	下野市小金井3009-19	0285-44-0045
下野警察署本吉田駐在所	下野市本吉田783-1	0285-48-5040
栃木土木事務所	栃木市神田町6-6 下都賀庁舎	0282-23-3433
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-0302
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20 下都賀庁舎第2別館	0282-23-3425
県南家畜保健衛生所	栃木市惣社町1439-20	0282-27-3611

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
国土交通省関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7011
国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2161

国土交通省宇都宮国道事務所国分寺出張所	下野市川中子3329-77	0285-44-1335
農林水産省関東農政局栃木支局	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	028-633-2766

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	028-653-1551

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本郵便(株)関東支社	千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-0083
石橋本町郵便局	下野市花の木1-1-18	0285-53-5817
石橋郵便局	下野市下古山13-2	0285-53-0484
薬師寺郵便局	下野市薬師寺1435	0285-48-0001
下野小金井郵便局	下野市駅前6-1-1	0285-40-6639
自治医大駅前郵便局	下野市祇園1-18-3	0285-44-8990
仁良川簡易郵便局	下野市仁良川1468	0285-48-2120
吉田郵便局	下野市本吉田761	0285-48-5001
自治医科大学内簡易郵便局	下野市薬師寺3311-1	0285-44-6647
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市東宿郷4-3-27	028-632-4311
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6	028-622-4326
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市駅前通り1-2-5	028-621-0611
東京ガス(株)宇都宮市支社	宇都宮市東宿郷4-2-16	0570-002-211
東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	小山市駅前通り2-23-25	0120-995-112
東日本高速道路(株)関東支社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	さいたま市大宮区錦町434-4	048-642-7337
石橋駅	下野市石橋240	
小金井駅	下野市小金井3009	
自治医大駅	下野市医大前3-3	
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷1828	0285-28-5156
(株)NTTドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社)栃木県トラック協会下野支部	下野市下古山260 (有市村運輸内)	0285-53-0818
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
北日本ガス(株)	小山市花垣2-11-22	0285-22-3318
(一社)栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
(株)栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社)小山地区医師会	小山市花垣町1-13-39	0285-22-5993
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6	028-622-0524

8 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社)小山地区歯科医師会	小山市花垣町1-13-39	0285-22-5954
小山薬剤師会		
(公社)栃木県柔道整復師会小山支部	小山市間々田2450-124	0285-45-8881
宇都宮農業協同組合	宇都宮市戸祭元町3-10	028-625-3380
宇都宮農業協同組合南河内支所	下野市田中579-1	0285-48-2211
小山農業協同組合	小山市神鳥谷1-11-32	0285-25-3155
小山農業協同組合石橋支店	下野市石橋531-3	0285-53-1344
小山農業協同組合同分寺支店	下野市小金井3009	0285-44-1115
下野市商工会	下野市柴897-10	0285-44-0202
石橋商工会	下野市石橋790-17	0285-53-0463
下野市商工会南河内支所	下野市薬師寺1515	0285-48-0059
(福)下野市社会福祉協議会	下野市小金井789	0285-43-1236
ケーブルテレビ(株)	栃木市樋ノ口町43-5	0282-25-1811
ケーブルビジョン(株)	下野市祇園1-17	0285-37-8790

1-2 下野市防災会議条例 (平成18年1月10日 条例第17号)

最終改正 平成24年9月21日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、下野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて下野市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 下野警察署長の職にある者
 - (3) 副市長の職にある者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長の職にある者
 - (6) 石橋地区消防組合消防長の職にある者
 - (7) 消防団長の職にある者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第1号、第4号、第8号、第9号及び第10号の委員は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成18年9月25日条例第203号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の下野市防災会議条例の規定は、平成18年1月10日から適用する。

附 則 (平成24年9月21日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 下野市防災会議委員名簿

	区 分	機 関 名	職 名
1	会 長	下野市	市長
2	1号委員	栃木土木事務所	所長
3	〃	県南健康福祉センター	所長
4	2号委員	下野警察署	署長
5	3号委員	下野市	副市長
6	4号委員	下野市	総合政策部長
7	〃	下野市	総務部長
8	〃	下野市	市民生活部長
9	〃	下野市	健康福祉部長
10	〃	下野市	産業振興部長
11	〃	下野市	建設水道部長
12	〃	下野市	議会事務局長
13	〃	下野市	会計管理者
14	〃	下野市	教育次長
15	5号委員	下野市	教育長
16	6号委員	石橋地区消防組合	消防長
17	7号委員	下野市消防団	団長
18	8号委員	東日本旅客鉄道(株)	小金井駅長 (自治医大、石橋駅兼務)
19	〃	東日本電信電話(株)栃木支店	支店長
20	〃	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	支社長
21	9号委員	自主防災組織	代表者
22	10号委員	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	第12特科隊第1中隊長
23	〃	下野市社会福祉協議会	会長
24	〃	下野市自治会長連絡協議会	会長
25	〃	下野市民生委員児童委員協議会	会長
26	〃	下野市女性防火クラブ	会長
27	〃	小山地区医師会下野支部	支部長
28	〃	下野市土地改良区連絡協議会	会長

(28名)

1 - 4 下野市災害対策本部条例 (平成18年1月10日)
条例第18号

改正 平成24年9月21日 条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、下野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 標準動員表

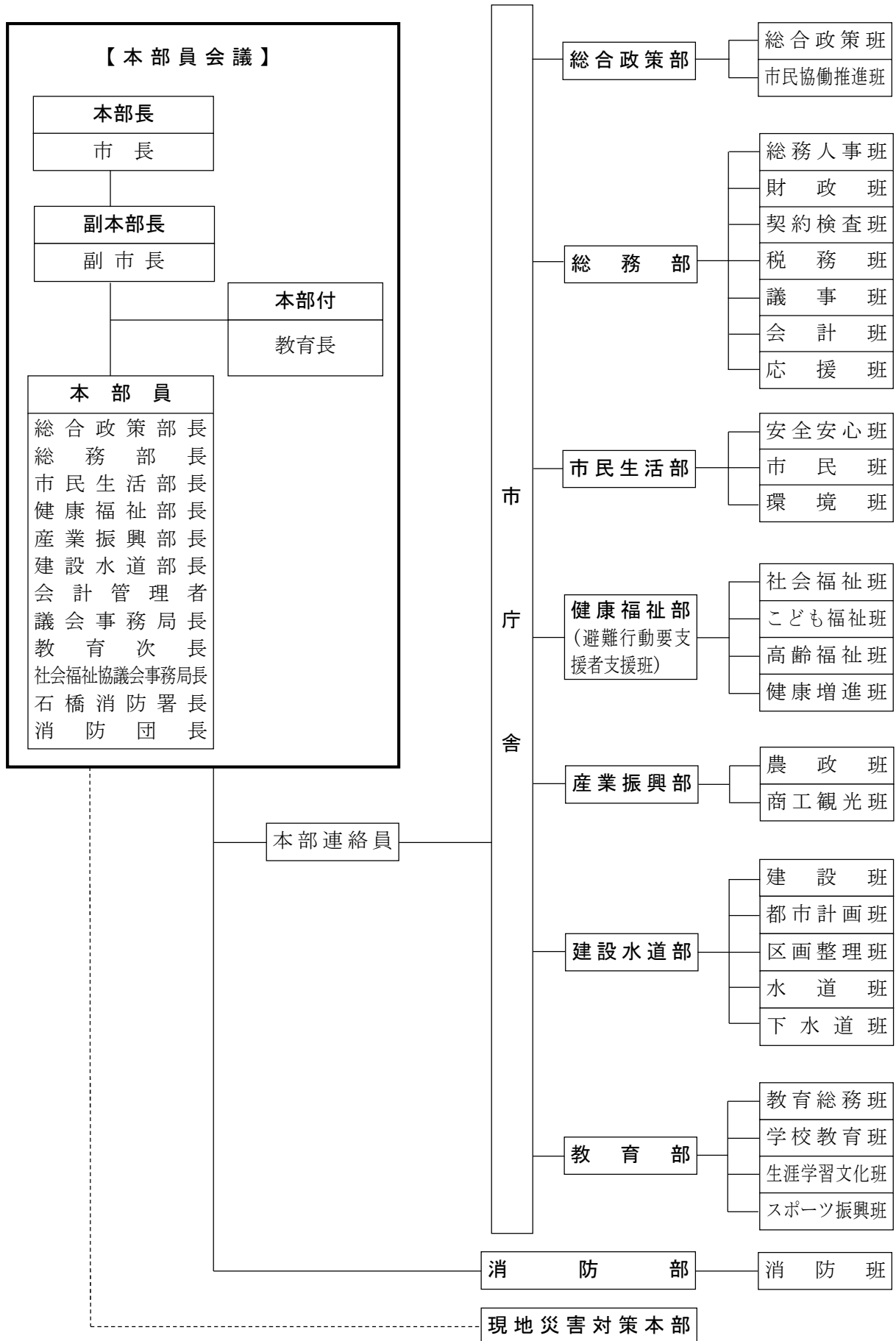
部	課(局)名	準備配備	警戒配備	第1非常配備	第2非常配備
総合政策部	総合政策課		△	○	◎
	市民協働推進課			○	◎
総務部	総務人事課		△	○	◎
	財政課			○	◎
	契約検査課		○	◎	◎
	税務課			○	◎
	議会事務局 議事課		△	○	◎
	会計課			○	◎
	行政委員会事務局			○	◎
市民生活部	安全安心課	○(※)	◎	◎	◎
	市民課			○	◎
	環境課		△	○	◎
健康福祉部	社会福祉課		△	○	◎
	こども福祉課			○	◎
	高齢福祉課		△	○	◎
	健康増進課			○	◎
産業振興部	農政課		○	◎	◎
	商工観光課		○	◎	◎
	農業委員会事務局			○	◎
建設水道部	建設課	○	○	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎
	区画整理課		○	◎	◎
	水道課		○	◎	◎
	下水道課		○	◎	◎
教育委員会	教育総務課		○	◎	◎
	学校教育課		○	○	◎
	生涯学習文化課			○	◎
	文化財課			○	◎
	スポーツ振興課			○	◎
消 防 団			副分団長以上	全 団 員	

◎：全職員 ○：副主幹以上 △：課長・課長補佐 ()：該当する係

(※)：危機管理グループ

(注) 本部員(各部長)は、警戒配備で招集する。

1 - 6 災害対策本部組織図



1-7 災害対策本部各部・班の事務分掌

(◎は部長／○は副部長／◇は班長／・は班員)

部	班	事務分掌
総合政策部 ◎総合政策部長	総合政策班 ◇総合政策課長 ・総合政策課	1 災害広報に関すること。 2 災害見舞者及び視察の対応に関すること。 3 他市町との連絡調整に関すること。 4 災害記録の収集、保管に関すること。 5 報道機関に対する災害情報等の提供に関すること。 6 JR各駅との連絡に関すること。 7 バス路線の被害状況、運行状況の把握に関すること。 8 電子計算組織等システムの復旧に関すること。
	市民協働推進班 ◇市民協働推進課長 ・市民協働推進課	1 自治会、自主防災組織等との連絡に関すること。 2 人的被害の調査・把握に関すること。 3 コミュニティセンターの被害調査・報告に関すること。
総務部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○会計管理者	総務人事班 ◇総務人事課長 ・総務人事課	1 参集職員の把握・管理に関すること。 2 災害対策活動従事者の食料の配付に関すること。 3 市有財産、施設の災害対策に関すること。 4 庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。 5 庁用車両の集中管理及び配車に関すること。 6 燃料の確保に関すること。
	契約検査班 ◇契約検査課長 ・契約検査課	1 救援物資の輸送に関すること。 2 物資の調達・収容及び配分に関すること。 3 輸送車両の協力依頼に関すること。
	財政班 ◇財政課長 ・財政課	1 災害対策予算の編成に関すること。 2 公費負担に係る損失補償額の裁定に関すること。
	税務班 ◇税務課長 ・税務課	1 被害不明地域への被害調査に関すること。 2 救援物資等の仕分け、配分等に関すること。 3 罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。 4 災害に伴う市税等の納税猶予及び減免措置に関すること。 5 部内他班の応援に関すること。
	議事班 ◇議事課長 ・議事課	1 市議会との連絡に関すること。 2 部内他班及び市民生活部安全安心班の応援に関すること。

部	班	事務分掌
	会計班 ・会計課	1 災害見舞金、義援金の受付、保管及び配分に関すること。
	応援班 ◇行政委員会事務局長 ・行政委員会事務局	1 市民生活部安全安心班の応援に関すること。
市民生活部 ◎市民生活部長	安全安心班 ◇安全安心課長 ・安全安心課	1 防災及び救助救出業務の総合企画に関すること。 2 本部の開設、閉鎖に関すること。 3 本部長の命令伝達に関すること。 4 本部の庶務に関すること。 5 本部員会議に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 消防団との連絡に関すること。 8 職員の動員に関すること。 9 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 10 気象注意報、警報等の受理・伝達に関すること。 11 県等への被害状況報告に関すること。 12 災害救助法の適用申請に関すること。 13 県及び関係機関等への応援要請に関すること。 14 関係機関との連絡及び各部の連絡調整に関すること。 15 自衛隊派遣要請に関すること。
	市民班 ◇市民課長 ・市民課	1 避難者の誘導に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 埋火葬許可証発行に関すること。
	環境班 ◇環境課長 ・環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 狂犬病予防対策に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 埋・火葬に関すること。 5 災害による公害対策に関すること。
健康福祉部 (避難行動要支援者支援班) ◎健康福祉部長 (班長)	社会福祉班 ◇社会福祉課長 ・社会福祉課	1 炊き出しのとりまとめに関すること。 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 3 社会福祉施設の災害対策に関すること。 4 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 5 社会福祉施設を避難所とする場合の協力に関すること。 6 災害ボランティアセンターの周知に関すること。

部	班	事務分掌
※健康増進班以外の保健師は、要請により健康増進班の一部の業務を行うこととする。	こども福祉班 ◇こども福祉課長 ・こども福祉課	1 保育園児等の安全確保、避難に関すること。 2 保育園児等の応急保育に関すること。 3 保育園等教育・保育施設の災害対策に関すること。 4 児童館等児童福祉施設を避難所とする場合の協力に関すること。
	高齢福祉班 ◇高齢福祉課長 ・高齢福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 2 高齢者福祉施設の災害対策に関すること。 3 高齢者福祉施設を福祉避難所とする場合の協力に関すること。
	健康増進班 ◇健康増進課長 ・健康増進課	1 災害時の医療、助産活動に関すること。 2 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 3 医薬品、医療器具類の供給確保に関すること。 4 救護所の設置及び救護班の出動要請に関すること。 5 保健センターの災害対策に関すること。 6 県南健康福祉センターとの連携調整に関すること。
産業振興部 ◎産業振興部長	農政班 ◇農政課長 ◇農業委員会事務局長 ・農政課 ・農業委員会事務局	1 農地及び農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 農業関係機関及び農業団体との連絡調整に関すること。 3 農作物病虫害の防除に関すること。 4 被災者に対する主要食料の確保、供給に関すること。 5 被災家畜の飼料、防疫及び診断に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 被災農家に関する経営資金・復旧資金の融資に関すること。
	商工観光班 ◇商工観光課長 ・商工観光課	1 商工業事業所の被害調査、報告に関すること。 2 観光施設の被害調査、報告に関すること。 3 商工会及び観光協会との連絡調整に関すること。 4 被災者に対する生活必需品の確保、供給に関すること。 5 被災商工業者の金融対策に関すること。

部	班	事務分掌
建設水道部 ◎建設水道部長	建設班 ◇建設課長 ・建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 2 応急土木資機材の確保に関する事。 3 県土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事。 4 市内建設業者との連絡調整に関する事。 5 市道等の交通規制等に関する事。 6 市道等における障害物の除去に関する事。 7 水防活動の協力に関する事。
	都市計画班 ◇都市計画課長 ・都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地及び建築物の被害調査、報告に関する事。 2 宅地及び建築物の危険度判定実施本部に関する事。 3 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事。 4 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関する事。 5 公園施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 被害住宅復興資金に関する事。
	区画整理班 ◇区画整理課長 ・区画整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画整理地内の宅地及び建築物の被害調査、報告に関する事。 2 区画整理地内の都市計画施設の被害調査、報告及び被害対策に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。
	水道班 ◇水道課長 ・水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、報告に関する事。 2 水道施設の応急修理、復旧に関する事。 3 給水用資機材の調達に関する事。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 5 飲料水の供給確保に関する事。
	下水道班 ◇下水道課長 ・下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査、報告に関する事。 2 下水道施設の応急修理、復旧に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。 4 災害時の排水施設に関する事。 5 集落排水に関する事。 6 鬼怒川上流流域下水道事務所との連絡調整に関する事。
教育部 ◎教育次長	教育総務班 ◇教育総務課長 ・教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の応急修理に関する事。 2 災害時の学校給食対策に関する事。

部	班	事務分掌
	学校教育班 ◇学校教育課長 ・学校教育課	1 児童生徒の安全確保、避難に関すること。 2 学校教育施設の被害状況調査、報告に関すること。 3 学校教育施設を避難所とする場合の協力に関すること。 4 児童生徒の保健衛生に関すること。 5 児童生徒の応急教育に関すること。 6 学用品の給与に関すること。 7 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習文化班 ◇生涯学習文化課長 ◇文化財課長 ・生涯学習文化課 ・文化財課	1 社会教育施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 社会教育施設を避難所とする場合の協力に関すること。 3 炊き出しの協力に関すること。 4 文化財の被害状況調査、報告に関すること。
	スポーツ振興班 ◇スポーツ振興課長 ・スポーツ振興課	1 スポーツ振興施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 スポーツ振興施設を避難所とする場合の協力に関すること。
消防部 ◎消防団長	消防班 ◇各分団長 ・消防団員	1 消防団の総括運用に関すること。 2 災害情報の受理及び出動命令に関すること。 3 災害防御対策に関すること。 4 避難者の誘導に関すること。 5 救助・救出に関すること。 6 消防及び水防に関すること。

2 相互応援関係

下野市災害協定一覧表

(令和3年4月1日現在)

協定名	協定締結年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画掲載状況
石橋地区消防組合相互応援協定	平成8年4月1日	行政機関	相互協力、応援隊派遣	安全安心課	壬生町、上三川町、石橋地区消防組合	2-1
災害時における市町村相互応援に関する協定	平成8年7月30日	行政機関	県内市長による相互協力	安全安心課	県内全市町村	2-2
災害時における一時避難場所の開設に係る協定	平成10年4月1日	その他	災害時に石橋高校を一時避難場所として開設する。	安全安心課	栃木県立石橋高等学校	
災害時における物資の供給に関する協定	平成19年2月19日	物資	物資確保(飲料水、その他取り扱い商品)	安全安心課	関東フーズサービス(株)	
災害時の応急対策活動の実施に関する協定	平成20年8月22日	災害復旧	災害時の公共施設の災害状況把握及び機能保全、回復に関する活動	建設課	下野市建設業協同組合	
災害時の情報交換に関する協定	平成23年4月7日	行政機関	災害時の一般被害状況、公共土木施設等の情報交換	安全安心課	国土交通省関東地方整備局	2-3
災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	平成23年10月1日	行政機関	災害時における備蓄品の共同利用	安全安心課	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町(栃木県央都市圏首長懇談会構成市町)	2-4
災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	平成23年10月1日	物流等	災害時における食糧、生活必需品の輸送	安全安心課	栃木県央都市圏首長懇談会構成市町(6市4町)、赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	2-5

2 下野市災害協定一覧表

協定名	協定締結年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画掲載状況
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	平成23年10月1日	物資	災害時における食糧の供給	安全安心課	栃木県央都市圏首長懇談会構成市町(6市4町)、とちぎコープ生活協同組合	2-6
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	平成23年10月1日	物資	災害時における食糧、生活必需品の供給	安全安心課	栃木県央都市圏首長懇談会構成市町(6市4町)、(株)東武宇都宮百貨店、(株)福田屋百貨店	2-7
災害時における物資調達に関する協定	平成24年1月30日	物資	災害時における物資の調達	安全安心課	セッツカートン(株)	
下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	平成24年10月29日	災害復旧	災害時の人命救助活動への資機材、重機、人材の提供	安全安心課	栃木市、小山市、壬生町、野木町、岩舟町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合、(一社)栃木県建設業協会下都賀支部	2-8
災害時における相互支援協定	平成25年6月29日	行政機関	災害時の救助及び支援	安全安心課	高松市	2-9
災害時における救援物資の提供協力に関する協定	平成25年11月28日	物資	災害時の飲料水等の提供	安全安心課	(株)伊藤園	
災害時における電気設備の復旧等に関する協定	平成25年11月28日	災害復旧	災害時の市有施設電気設備の復旧活動	安全安心課	栃木県電気工事業工業組合	
災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定	平成25年11月28日	災害復旧	災害時の市有施設電気設備の復旧活動	安全安心課	栃木県電気工事業工業組合小山支部	
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	平成26年7月28日	放送	災害対策基本法第57条の規定に基づく通知又は警告等の放送要請	安全安心課	(株)とちぎテレビ、(株)栃木放送	

協定名	協定締結 年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画 掲載状況
災害時における非常 用電源対応に関する 協定	平成27年 6月16日	物資	非常用電源設備 (太陽光発電機) 及び携帯型蓄電 池の提供(五千 石球場北側)	安全安心課	(株)ゼック	
災害時における歯科 医療救護活動に関す る協定	平成28年 5月17日	医療機関	災害時における 歯科医療救護活 動	安全安心課	(一社)小山歯科医師会	
災害時における福祉 避難所としての使用 に関する協定	平成28年 5月25日	その他	災害時の福祉避 難所としての使 用	高齢福祉課	社会福祉法人 関記念 栃の木会(特別養護老 人ホーム いしばし)	
災害時における福祉 避難所としての使用 に関する協定	平成28年 5月25日	その他	災害時の福祉避 難所としての使 用	高齢福祉課	社会福祉法人 あんず (特別養護老人ホーム にらがわの郷)	
災害時における福祉 避難所としての使用 に関する協定	平成28年 5月25日	その他	災害時の福祉避 難所としての使 用	高齢福祉課	社会福祉法人 敬和会 (特別養護老人ホーム まほろばの里)	
災害時における福祉 避難所としての使用 に関する協定	平成28年 5月25日	その他	災害時の福祉避 難所としての使 用	高齢福祉課	社会福祉法人 陽気会 (特別養護老人ホーム 天寿荘)	
災害時における学校 施設の使用に関する 協定	平成28年 6月28日	行政機関	災害時に下野市 及び上三川町が 上三川高校を避 難所として使用 できる。	安全安心課	上三川町、栃木県立上 三川高等学校	
災害時における救援 物資提供協力に関す る協定	平成28年 7月20日	物資	災害時における 災害対応型自動 販売機による飲 料水の提供	安全安心課	(株)アペックス	
大規模災害時におけ る代替施設等の一時 利用に関する協定	令和3年 3月11日	行政機関	大災害時の検 視・遺体安置所 の代替施設の使 用	安全安心課	下野警察署	2-10
災害時における物資 等の緊急輸送に関す る協定	平成28年 12月9日	物流等	災害時の物資な どの輸送協力	安全安心課	栃木県トラック協会下 野支部	

2 下野市災害協定一覧表

協定名	協定締結年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画掲載状況
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成28年12月12日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	社会福祉法人 関記念 栃の木会 (特別養護老人ホーム いしばし苑)	
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成28年12月12日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	社会福祉法人 徳知会 (特別養護老人ホーム ゆうがおの丘)	
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成28年12月12日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	医療法人 南河内診療所 (介護老人保健施設 お達者倶楽部)	
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成28年12月13日	その他	民間企業の広告看板と併せて避難所の表示を電柱に行う。	安全安心課	東電タウンプランニング(株)	
原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定書	平成29年3月22日	行政機関	笠間市民の県外広域避難の受け入れ	安全安心課	小山市、真岡市、上三川町、壬生町、笠間市	2-11
災害時広域支援連携協定	平成29年7月7日	行政機関	避難所相互利用、活動車両燃料相互供給、給水支援、食糧支援等	安全安心課	結城市、栃木市、野木町、小山市	2-12
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成29年9月1日	その他	民間企業の広告看板と併せて避難所の表示を電柱に行う。	安全安心課	三信電工(株)	
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成29年9月20日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	医療法人 小金井中央病院 (介護付高齢者住宅 むくもり)	
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成29年9月20日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	社会福祉法人 関記念 栃の木会 (特別養護老人ホーム 煌)	
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成30年1月23日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	(株)リビングサンクス (リビングサンクス石橋)	

協定名	協定締結年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画掲載状況
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	平成30年 1月23日	その他	災害時の福祉避難所としての使用	高齢福祉課	社会福祉法人 敬和会 (特別養護老人ホーム みのわ)	
災害時等における緊急放送等の実施に関する協定	令和元年 12月13日	放送	コミュニティFM放送局の運営に関する基本協定書第7条及び第24条に基づく災害時のFMによる緊急放送の実施	安全安心課	ケーブルビジョン(株)	
災害時の「道の駅」利用に関する基本協定	令和2年 2月4日	行政機関	災害時における道の駅しもつけの利用	商工観光課	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所	2-13
災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	令和2年 3月23日	物資	災害時における電気自動車からの電力供給の使用	安全安心課	栃木日産自動車販売、 日産自動車	
災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年 5月20日	放送	災害に係る情報発信を行う。	安全安心課	ヤフー(株)	
安全安心に関する放送協定	令和2年 6月19日	放送	災害時や平時の防災・防犯に関する情報の提供	安全安心課	ケーブルテレビ(株)	
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	令和2年 8月5日	災害復旧	停電復旧の連携等	安全安心課	東京電力パワーグリッド(株)	
災害対応のための共助協定	令和2年 9月29日	災害復旧	災害発生時の廃棄物処理	環境課	(株)ウィズウェイスト ジャパン	
災害時の応急対策活動の実施に関する協定	平成21年 11月10日	災害復旧	災害時の公共施設の災害状況把握及び機能保全、回復に関する活動	建設課	下野市管工事組合	
災害時の応急対策活動の実施に関する協定	平成20年 10月10日	災害復旧	災害時の公共施設の災害状況把握及び機能保全、回復に関する活動	建設課	東綱橋梁(株)宇都宮営業所	

2 下野市災害協定一覧表

協定名	協定締結年月日	分類	主な協定内容	担当課	協定者(会社)名	現計画掲載状況
災害時の応急対策活動の実施に関する協定	平成21年 9月14日	災害復旧	災害時の公共施設の災害状況把握及び機能保全、回復に関する活動	建設課	下野市電気工事組合	
災害時の応急対策活動の実施に関する協定	平成27年 6月10日	災害復旧	災害時の公共施設の災害状況把握及び機能保全、回復に関する活動	建設課	日瀝道路(株)栃木支店	
地域防災における応急対策の協力に関する協定	平成27年 7月13日	災害復旧	被災した水道設備等の応急措置、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の提供	水道課	下野市管工事業協同組合	
災害時における応急対応業務の支援に関する協定	令和2年 1月21日	その他	水道施設が被災した際の応急対応業務の支援	水道課	(株)日本ウォーターテックス	
地方創生に関わる包括連携協定	令和2年 11月20日	その他	食料の供給や救援物資拠点、避難場所の提供などによる復旧・復興支援	農政課	宇都宮農業協同組合、 小山農業協同組合	
災害時及び感染症対応に必要な資材調達に関する協定	令和3年 3月1日	物資	災害時における物資の調達	健康増進課	岩崎通信機器(株)	
石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱	平成8年 4月1日 施行	消防組 例規	備蓄する防災用物品に関し必要な事項を定める。	安全安心課	石橋地区消防組合、壬生町、上三川町	2-14
公営財団法人日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	平成8年 4月18日 施行		会員の行う応援活動について定める。	水道課	県内市町	

2-1 石橋地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安寧秩序を図るため、市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、下野市・壬生町・上三川町（以下「協定市町」という。）及び石橋地区消防組合とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは大規模又は特殊火災及び自然災害等の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- 1 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請をまたずに出動する応援。
- 2 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話、その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所
 - (3) 所要人員及び機械器具・消火薬剤等の種別員数
 - (4) 応援隊集結（誘導員配置）場所
 - (5) その他必要事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・機械器具・消火薬剤等の員数・到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 消防長及び受援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長又は受援市町の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理・燃料・消防団員の手当等に関する費用は、応援隊側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(保管)

第10条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町長及び石橋地区消防組合管理者が押印のうえ各1通を保管する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、消防長及び協定市町の消防団長が協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成19年5月28日から施行する。

下野市長	広瀬寿雄
壬生町長	清水英世
上三川町長	猪瀬成男
石橋地区消防組合	
管理者	清水英世

2-2 災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内各市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

2-3 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、下野市長 広瀬寿雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、下野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 下野市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 下野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月7日

記名押印 [略]

2-4 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市4町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（備蓄品の提供）

第1条 6市4町の区域内において、災害が発生したときは、6市4町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第2条 被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 備蓄品の品名、数量等
- (3) 備蓄品の搬入場所及び方法等

2 援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を通知するものとする。

（提供する備蓄品）

第3条 非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

（備蓄品の運搬）

第4条 備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 6市4町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、6市4町は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

2-5 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力及び要請手続)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支

払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、平成23年10月1日から実施する。

本協定締結の証として本書を11通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

2-6 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1の物資を指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

第11条 この協定は、平成23年10月1日から実施する。

本協定締結の証として本書を11通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災害時の食糧・生活必需品

No.	種類	物資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウェットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

2-7 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と〔株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店〕（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、平成23年10月1日から実施する。

本協定締結の証として本書を12通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災害時の食糧・生活必需品

No.	種類	物 資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸(粉)・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウェットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

2-8 下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定

被災自治体（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）と警察（栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署）、消防（栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部）及び(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、その相互間において人命救助活動の強化に資するため、資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が被災自治体で発生し、警察及び消防が行う人命救助活動に際し、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 人命救助活動に関する協力の要請は、被災自治体から(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して行うものとする。

2 被災自治体を管轄する警察及び消防は、人命救助活動のため(社)栃木県建設業協会下都賀支部の協力が必要であると認める場合には、被災自治体に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた被災自治体は直ちに(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して前項の要請をするものとする。この場合において、緊急を要し、事前に被災自治体に依頼するいとまがないと認める時は、警察及び消防が(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して直接要請できるものとし、警察及び消防は、事後速やかにその事実を被災自治体に通知しなければならない。

3 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り要請を受諾するものとする。

4 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（報告）

第3条 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、協定締結後、人命救助活動に実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに本協定加盟団体に提出するものとする。

2 名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業員数及び建設資機材種別等について記載するものとする。

3 (社)栃木県建設業協会下都賀支部は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、本協定加盟団体が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を本協定加盟団体に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定により、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が提供した資機材等の費用について

は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、被災自治体が負担するものとする。

2 資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。

3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(遵守事項)

第5条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

(1) この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。

(2) この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3) この協定に基づく人命救助活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(従事者の補償)

第6条 従事した者が、当該活動により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、同法の適用がない場合は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、本協定加盟団体のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度本協定加盟団体に協議して定めるものとする。

平成24年10月29日

記名押印 [略]

2-9 災害時における相互支援協定書

高松市と下野市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市（以下「支援市」という。）が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（救助）

第2条 救助の種類は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

（支援）

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（費用負担）

第4条 支援等に要した経費は、災害救助法その他別に定めがあるものを除き、支援市が負担する。

（連絡担当）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に支援協力するための連絡担当を定め、大規模災害時の連絡先（別記様式1）により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月29日

記名押印〔略〕

別記様式 1 (第 5 条関係) 【高松市・下野市災害時相互支援協定】

大規模災害時の連絡先

[市]

[令和 年 月 日現在]

連絡担当者		
所在地		
担当者の職氏名	責任者	
	補助者	
連絡先電話番号	時間内	
	夜間 及び 祝祭日	[責任者自宅]
		[補助者自宅]
ファクシミリ		
メールアドレス		
〈備考〉		

2-10 大規模災害時における代替施設等の一時利用に関する協定

栃木県下野市（以下「甲」という）と栃木県下野警察署（以下「乙」という）との間において、大震災等の大規模自然災害及び航空機墜落事故等の社会的影響の大きな人的被害（以下「災害」という）が発生し、乙の施設が利用不能又は許容不足等になった場合の代替施設及び災害により亡くなった市民等の検視・遺体安置所について、乙が甲の所有・管理する施設を一時使用することに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が甲の所有・管理する施設を一時使用する場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

（代替施設等の概要）

第2条 代替施設等は、以下のとおりとする。

(1) 代替施設

甲が所有・管理する施設のうち、当該災害発生時に避難所として使用していない施設とし、別紙の施設を予め候補施設とする。

(2) 検視・遺体安置所

甲が所有・管理する施設のうち、当該災害発生時に避難所として使用していない施設とし、別紙の施設を予め候補施設とする。

（使用の通知）

第3条 乙は、代替施設等を使用する必要性が生じた際は、事前に甲に対し、その旨を文書で要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭にて通知後、速やかに当該文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 甲は、前条要請があったときは、甲の業務に支障がない範囲で、代替施設等の提供について協力するものとする。

（費用等の負担）

第5条 乙が甲の代替施設等を使用する場合の施設使用料は、原則として無料とし、その管理運営にかかる費用（水道光熱費・通信費等）については、乙は甲に支払うものとする。ただし、乙の代替施設等の使用に関し、乙の責めに帰すべき理由により代替施設等を破損したとき又は損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

（使用期間）

第6条 代替施設等の一時使用期間は、原則1年以

内とし、その都度甲と乙が協議するものとする。ただし、乙は代替施設等の使用を早期に解消するよう努めなければならない。

（使用終了と引渡し）

第7条 乙は、甲から提供を受けた代替施設の使用を終了する際には、甲に対してその旨と通知するとともに、その施設を可能な限り原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に返還するものとする。

（遵守事項）

第8条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、以下の事項を遵守するものとする。

(1) この協定の締結事実を自己又は他人の営利目的の手段として使用しないこと

(2) この協定の締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第11条 甲乙間で締結した平成28年12月9日付の「大規模災害における代替施設等の一時利用に関する協定書」は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月11日

甲 下野市笹原26番地

下野市長 広瀬 寿雄

乙 下野市下古山2451番地41

下野警察署長 篠原 勝弘

別紙

1 代替施設

- (1) 下野市役所
下野市笹原26番地
- (2) グリムの森・グリムの館
下野市下古山747番地
- (3) 乙が一時使用することを甲が許可した施設
及び設備

2 検視・遺体安置所

- (1) 国分寺聖武館
下野市国分寺628番地2
- (2) 国分寺B&G海洋センター体育館
下野市小金井277番地2
- (3) 石橋体育センター
下野市大松山1丁目7番1号
- (4) 南河内東体育館
下野市本吉田783番地
- (5) 南河内体育センター
下野市仁良川1141番地
- (6) その他、災害等の種類・規模・場所等により
甲が所有・管理する施設を選定する。

3 担当課

下野市役所市民生活部安全安心課危機管理グループ
(「災害対策本部」設置主幹課)

2-11 原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定書

栃木県小山市、真岡市、下野市、上三川町及び壬生町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県笠間市（以下「笠間市」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における笠間市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び笠間市が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う笠間市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で笠間市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、笠間市長が県外広域避難の必要があると認めるときは、避難受入市町は笠間市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、笠間市民を受け入れるものとする。

2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を笠間市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の開設等受入業務については、笠間市の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、笠間市はできるだけ早期に避難受入市町から避難所の運営を移管させる。

4 県外広域避難にあたっては、笠間市は茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、笠間市が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市町は、笠間市と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入れ準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市

町が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、笠間市が、茨城県、栃木県及び避難受入市町と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 県外広域避難を行う笠間市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び笠間市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、笠間市が茨城県と協力し確保するものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、笠間市が負担する。

2 笠間市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第8条 避難受入市町及び笠間市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び笠間市の防災担当課長とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び笠間市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月22日

栃木県小山市長	大久保 寿 夫
栃木県真岡市長	井 田 隆 一
栃木県下野市長	広 瀬 寿 雄
栃木県上三川町長	星 野 光 利
栃木県壬生町長	小 菅 一 弥
茨城県笠間市長	山 口 伸 樹

2-12 災害時広域支援連携協定書

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、栃木県下野市、茨城県結城市、栃木県栃木市、栃木県野木町、栃木県小山市（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号並びに第67条第1項の規定に基づき、災害時の広域支援連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において、協定市町のみでは、避難所の確保など十分な応急措置が実施できない場合において、協定市町相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所相互利用
- (2) 活動車両の燃料相互供給
- (3) 給水活動の支援・連携
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 避難所の開設及び受入要請予定人数
- (3) 必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- (4) 必要とする職員の職種及び人員
- (5) 応援の期間
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

（応援の協議）

第5条 この協定に基づいて、応援市町が複数あるときは、応援を有効に行うために応援市町間で協議し行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として要請

市町の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う協定市町の負担とする。

3 応援に派遣した職員の手当、旅費等は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援市町の負担とする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市町の間で協議するものとする。

（災害補償等）

第7条 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、地方公務員災害補償法に基づき応援市町が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、被災市町への往復の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ負担するものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定市町がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月7日

栃木県下野市笹原26番地

下野市

下野市長 広瀬 寿雄

茨城県結城市大字結城1447番地

結城市

結城市長 前場 文夫

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市

栃木市長 鈴木 俊美

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町

野木町長 真瀬 宏子
栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市
小山市長 大久保 寿夫

2-13 災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長
小幡 宏（以下「甲」という。）と、下野市長 広瀬
寿雄（以下「乙」という。）は、災害時における「道
の駅しもつけ」の利用（災害復旧、救助・救援活動
を含む）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「道の駅しもつけ」の防災利用
の推進に関し、基本的な事項について定めること
により、今後発生が予想される南海トラフの巨大
地震・首都直下地震又は関東・東北豪雨、令和元
年台風19号に代表される台風による豪雨・出水に
よる大規模災害、南岸低気圧による大雪をはじめ
とする災害発生時において、迅速かつ的確な応急
対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率
的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目
的とする。

（防災利用の内容）

第2条 甲及び乙は、災害発生時において、その管
理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努
めるものとする。

- (1) 道路に関する通行情報、被災情報の提供
- (2) 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の
運搬に係る中継場所の提供
- (3) 住民が避難・休憩するための施設の提供、救
援物資の提供・保管、その他防災活動を支援す
るための業務
- (4) 災害対策基本法等に基づく移動車両の仮置
き場の提供（地震・大雨・大雪等の災害時）
- (5) 大雪時等における除雪作業の待機所、一般車
両の待避所、チェーン着脱所の提供

2 甲は、乙の行う前項に規定する業務が効率的か
つ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲及び乙は、平素から「道の駅」の防災活
動が効率的かつ迅速に行えるよう、防災啓発活動
をはじめ、情報交換を行うとともに、相互の連携
を図るため訓練を行うものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等につ
いては、別途定めるものとする。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定
に定めのない事項については、その都度、甲乙協

議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙
記名押印の上各自1通保有する。

令和2年2月4日

甲) 栃木県宇都宮市平松町504

国土交通省関東地方整備局

宇都宮国道事務所長 小幡 宏

乙) 栃木県下野市笹原26番地

下野市長

広瀬 寿雄

2-14 石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱 (平成18年10月4日 警防例規第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、石橋地区消防組合（以下「消防組合」という。）が下野市、壬生町、上三川町（以下「構成市町」という。）との協議により、備蓄する防災用物品（以下「物品」という。）に関し必要な事項を定め、もって、円滑な運営のもとに地域住民の安全と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(備蓄方法)

第2条 物品は、消防組合の防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）に備蓄し、構成市町が災害時における物品の使用を共用するものとする。

(防災用物品)

第3条 消防組合が構成市町との協議により備蓄する物品は、医薬品、食糧品、衣料品、生活必需品、その他の用品とし、その品目は別表のとおりとする。

なお、水防資機材は除くものとする。

2 備蓄する物品の保存期間は物品のラベルに表示された期間を原則とし、以後更新するものとする。

3 備蓄する物品及び数量の変更は構成市町との協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第4条 物品は、それぞれの構成市町の経費負担とする。

2 物品の使用にかかる費用はそれぞれ使用した市町の負担とする。

(物品の使用)

第5条 物品は、構成市町の非常災害時に使用することを原則とする。ただし、協議により消防組合立会いのもとに共用することができる。

2 構成市町が使用する物品は、石橋地区防災用物品払受記録簿（様式第1号）に記載し、常に物品の実態を明らかにしておくものとする。

(倉庫、物品の管理)

第6条 倉庫及び物品の取扱い管理は、構成市町の責任と注意義務をもって行うとともに、消防組合が防災用物品備品台帳（様式第2号）を作成し、その1部を構成市町が保管するものとする。

2 構成市町の防災担当者は、物品の管理上消防組合と共用する鍵を保管し、消防組合に保管の防災備蓄倉庫使用記録簿（様式第3号）に記載のうえ、倉庫内に自由に出入りできるものとする。

3 倉庫の総合的な管理は、消防組合が行うものとする。

(情報の提供)

第7条 消防組合は物品の備蓄状況について、必要な都度構成市町に通報するものとする。また、構成市町から物品の照会があった場合は速やかにこれに応じなければならない。

(構成市町との連携)

第8条 この要綱に定めるもののほか防災備蓄の円滑な運営を図るため、必要に応じ構成市町と連絡会を開催するものとする。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年10月4日から施行する。

石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱の細則

石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱の第4条及び第5条に関する事項について次のように定める。

(経費の負担)

第1 構成市町との協議により、消防組合の防災備蓄倉庫に備蓄する防災用物品の経費は石橋地区消防組合一般会計予算に計上する。

(使用物品の返納)

第2 非常災害時、又は協議により物品を使用した市町は、使用した物品を速やかに返納するものとする。

3 消防関係

3-1 消防団の現況

(令和3年4月1日)

人口 (人)	面積 (km ²)	消防団		地区名	分団名	資 機 材		
		実員 (人)	定数 (人)			ポンプ車	小型動力 ポンプ積 載車	計
60,053	74.59	405	468	南河内地区	第1分団	3	0	3
					第2分団	3	0	3
					第3分団	3	0	3
				石橋地区	第4分団	2	0	2
					第5分団	2	0	2
					第6分団	2	0	2
				国分寺地区	第7分団	2	0	2
					第8分団	2	0	2
					第9分団	2	0	2
				小 計		21	0	21
女 性 部		0	0	0				
合 計		21	0	21				

※女性部の資機材は軽可搬ポンプ積載車

3-2 消防組織・施設の状況

(令和3年4月1日)

消防本部名	地区名	消防水利等			
		防火水槽	消火栓	その他	計
石橋地区消防組合	南河内地区	93	362	12	467
	石橋地区	101	394	32	527
	国分寺地区	39	505	6	550
合 計		233	1,261	50	1,544

※防火水槽は公設のみの数です。

※その他は川、プール、防火井戸を計上しています。

(令和3年4月1日)

消防本部名	資 機 材									
	化学車	水槽付 ポンプ車	梯子車	救助 工作車	指揮車	救急車	支援車	重機 搬送車	広報車	その他
石橋地区消防組合 ・ 石橋消防署	1	1	1	1	1	4	1	1	3	5 (緊急車 両を除く)

4 水防関係

4-1 下野市水防計画

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完璧を図り、その被害を最小限に止めるため、関係諸機関と緊密な連絡を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用方法を定め、洪水に際して緊急措置の適切円滑な実施を期するものとする。

1 水防の責任

(1) 水防管理団体（市）の責任

水防管理団体である市はその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。本市には水防団を置かず消防機関が水防に当たるものとする。

(2) 一般住民の義務

常に気象状況・増水状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

2 水防組織

- (1) 市に水防本部（事務局は安全安心課内 電話32-8894）を置き事態を処理する。
- (2) 水防本部を設置する時期は、宇都宮地方気象台から水防に関する予報又は警戒が発せられたとき又は市長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。
- (3) 市に災害対策本部が設置された場合の組織は、第2編第2章第1節「活動体制の確立」の定めるところによる。
- (4) 市における水防事務の任務分担は、次のとおりとする。

水防本部長	市 長
水防本部副部長	副 市 長
水防長	消防団長
副水防長	副 団 長

任 務 分 担 表

班 名	班 長	班 員	分 担 事 務
総 務 班	安全安心課長	消費生活グループ 危機管理グループ	1 水防計画に関すること。 2 水防及び警報に関すること。 3 通報及び連絡に関すること。 4 水防資機材に関すること。 5 輸送に関すること。 6 被害調査に関すること。 7 水防訓練に関すること。

			8 水位標の水位観測に関すること。 9 水防作業に関すること。 10 経理に関すること。 11 一般庶務に関すること。
水防班	建設課長	整備グループ 維持管理グループ	1 水防計画に関すること。 2 通報及び連絡に関すること。
	都市計画課長	都市計画グループ 公園緑地グループ	3 危険箇所の連絡に関すること。 4 水防資機材に関すること。
	区画整理課長	庶務補償グループ 工務グループ	5 関係機関との連絡に関すること。 6 水防の技術指導に関すること。 7 水防巡視に関すること。
	農政課長	農業振興グループ 農村整備グループ	8 水防工事作業に関すること。 9 決壊箇所の応急処置に関すること。
	商工観光課長	商工グループ 観光グループ	10 被害調査に関すること。

総務班長は、水防状況又は班員の欠員等があるときは分担事務を変更し、又は他の職員の応援を求めるものとする。

3 監視警戒

(1) 監視警戒

水防管理者（市長）は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき又は必要があると認めるときは、増水前に必ず巡視員をして堤防の巡視に当たらせるものとする。

ア 巡視に当たっては、次の状態に注意するものとする。

- (ア) 堤防から水があふれる状況
- (イ) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- (カ) 橋りょうその他構造物との取付部分の異状

イ 更に河川が増水して水防団待機水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警備員2名、連絡員2名の基準で警戒に当たらせるものとする。

ウ 前記の巡視の結果水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに関係者に通報するものとする。

エ 巡視区間及び責任者等を次のとおりに定める。

○国分寺地区

河川名	巡視区間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
姿川	雷橋	7-1 部長	7-1	7-1
〃	箕輪橋	7-2 部長	7-2	7-2
〃	宮前橋	9-2 部長	8-2	9-2

〃	お使者橋	8-1 部長	8-1	8-1
〃	紫橋	9-1 部長	9-1	9-1
〃	姿橋	9-1 班長	9-1	9-1
思 川	大光寺橋	9-2 班長	9-2	-

○石橋地区

河 川 名	巡 視 区 間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
姿 川	弥五郎次橋	6-2 班長	6-2	6-2
〃	関沢橋	6-2 部長	6-2	6-2
〃	長田橋	6-1 部長	5-2	6-1
〃	東田橋	5-2 班長	4-2	5-2
〃	細谷橋・姿橋	5-2 部長	5-1	5-2
〃	上河原橋	5-1 部長	5-1	4-1
新 川	上古山(吉羽宅付近)	6-2 班長	6-2	6-2
〃	上古山(旧石島宅付近)	6-2 班長	6-2	6-2
江 川	下古山(山口宅付近)	6-1 班長	6-1	6-1
〃	上大領(伊沢宅付近)	5-1 班長	5-1	5-1

○南河内地区

河 川 名	巡 視 区 間	巡視責任者	左岸(東側)	右岸(西側)
田 川	田川橋	1-3 部長	1-3	1-3
〃	町田橋	1-3 班長	1-3	1-3
〃	谷地賀橋	3-1 部長	3-1	3-1
〃	武名瀬川合流地点	3-1 班長	3-1	3-1
〃	境橋	3-2 部長	3-2	3-2
〃	塚越橋	3-3 部長	3-3	2-2
〃	蛇続橋	2-2 班長	3-3	2-2
〃	坪山橋	2-2 部長	3-3	2-2
〃	宝蔵寺橋	2-3 部長	3-3	2-3
鬼怒川	江川橋(江川合流地点付)	3-3 班長	3-3	3-3

オ 水位標の示す水位が氾濫注意水位に達したときは、速やかに関係者に通報するものとする。氾濫注意水位より下がったときも同様の通報をするものとする。

(2) 報告

洪水に際し、水防管理者（市長）は消防機関が出動したとき又は水防作業を開始したとき若しくは、堤防等の異状を発見したときは関係者に通報するものとする。

(3) 通信の確保

水防関係者は、通信施設の故障により使用（利用）することができない場合は、自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。

4 ダム・水門の操作

(1) 管理者は、水門にあらかじめ操作員を定めておくものとする。

(2) 操作員は異状気象時はもとより、平素工作物の点検を心得、増水等の操作に支障ないようにしておくものとする。

(3) 管理者は、増水の状況によって門扉の開閉、その他必要な措置をするとともに、その状況を速やかに市長に報告するものとする。

(4) 市長は、前項の報告を受けたときは、知事（栃木土木事務所経由）に通知するものとする。

(5) 水門の所在は、資料4-2のとおりである。

5 器具資材及び設備の整備運用並びに水防訓練

(1) 器具資材及び設備の整備

ア 本市における水防資材の備蓄状況は資料4-4のとおりである。

イ 前項の資材は、水防機関に出動を命じた場合に当該出動機関に配付するものとする。

ウ 前記水防器具資材は、腐朽破損しないよう、管理者が保管するものとする。

(2) 水防資材の要請

水防管理者は、水防活動により資材が不足した場合は県の管理する水防資材の救護を栃木土木事務所長に要請することができる。

(3) 水防訓練

本市においては、毎年1回、実情に応じた水防訓練を行うものとする。

なお、水防訓練を行うときは、あらかじめ実施予定月日場所等を知事（栃木土木事務所経由）に報告するものとする。

ア 事前の報告内容

1 実施月日時間	2 場所	3 河川名	4 実施者	5 実施予定工法
----------	------	-------	-------	----------

イ 事後の報告内容

1 実施月日時間	2 場所	3 河川名	4 実施工法	5 参加人員
6 使用資材数量	7 使用資材見積書			

6 通信連絡

(1) 水防通信の優先

法第27条第2項により、水防管理者（市長）、消防機関の長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のため、公衆電話を優先的に利用し、必要があるときは県警察専用電話施設、気象管署通信施設、電気事業通信施設、その他の通信施設を利用することができる。

(2) 通信方法

ア 通信内容については、簡潔かつ要領よく行うように注意すること。

イ 市長は常に東日本電信電話(株)、警察署、駅、東京電力パワーグリッド(株)、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。

7 洪水予報

宇都宮地方気象台は、気象業務法第14条の2第1項により栃木県地方に対し、気象及び洪水についての予報及び警報をする。

その種類は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に掲載のとおりである。

8 水防警報

(1) 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	水防機関に不意の増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に必要に応じて速やかに体制に入るようにしておく必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水こう門機能等の点検通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指 示	水位滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、水があふれる状況や、漏水、堤防斜面の崩れ、き裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準観測所に関する一連の水防警報を修了する旨を通告するもの

(2) 水防警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
待 機	気象注意報・警報等及び河川状況により必要と認められるとき。
準 備	雨量水位流量その他河川状況により必要と認められるとき。

出 動	洪水注意報等により、又は水位流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあると認められたとき。
指 示	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	氾濫注意水位以下に下降し、あるいは氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

9 水防活動

(1) 出動水防開始及び堤防等の異状に関する報告

水防管理者（市長）は、次の事態に至ったときは、直ちに栃木土木事務所長に報告し、土木事務所長は、県水防本部長に報告するものとする。

- ア 氾濫注意水位に達したとき。
- イ 消防団が出動したとき。
- ウ 水防作業を開始したとき。
- エ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 非常配置

水防管理者（市長）が職員及び消防団を非常配備につかせるための指令を発する基準は次によるものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- イ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

(3) 消防機関（水防機関）の出動基準

ア 待機

待機の指令は、水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者（市長）が必要と認めたときとする。

イ 準備

水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し、出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- (ア) 消防団の役員（班長以上）及び機関員は、所属分団（部）の詰所器具置場等所定の場所に集合する。
- (イ) 水防資機材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。
- (ウ) 堤防巡視のため、一部団員を出動させる。

ウ 出動

河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めたときは、直ちに消防機関をしてあらかじめ定めた計画に従い、警戒配備につかせる。

出動の要領は次による。

第1次出動	消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに危険箇所を早期水防等を行う。
-------	---

第2次出動	消防機関の一部が出動、水防活動に入る。
第3次出動	消防機関の全員が出動して、水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

エ 解除

河川の水位が降下し、危険のおそれなくなったときは消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

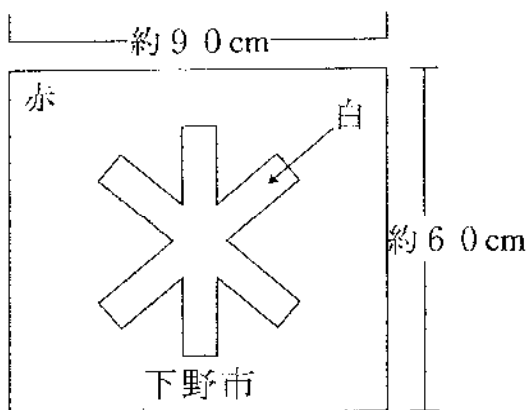
(4) 住民の水防協力

水防管理者（市長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市の区域内に住む者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ、消防機関に応援させることができる。

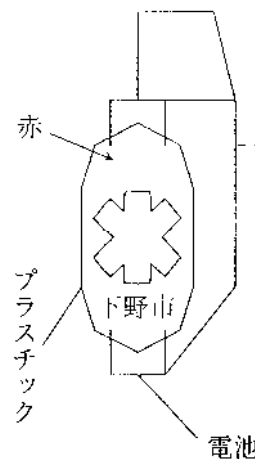
(5) 水防標識

ア 法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

標旗（昼間）

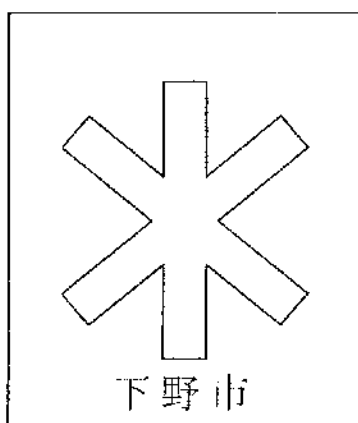


標灯（夜間）



イ 水防のため出動する市の関係職員の用いる腕章は、次のとおりである。

市の職員

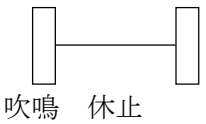
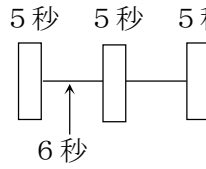
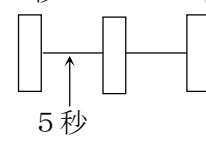
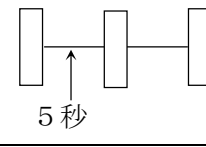


(6) 身分証票

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">身分証票</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>この者は、水防法第49条第2項の規定による職員であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">下野市長 氏名 印</p>	<p style="text-align: center;">水防法抜すい</p> <p>第49条.....</p> <p>.....</p>
--	---

(7) 水防信号

法第20条第1項の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒  吹鳴 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 5秒 5秒  6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 10秒  5秒
第4信号	乱 打	1分 1分  5秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。	

(8) 公用負担

ア 法第28条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、これらの委任を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出しなければならない。

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 権 証</p> <p>下野市消防団</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者に〇〇区域における水防法第28条の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>水防管理者</p> <p>下野市長 氏 名 印</p>
--

イ 法第28条第2項の規定により公用負担の権限を行使したときは、次の公用負担命令票を2部作成し、その1通を目的物の所有者、又は管理者、若しくはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 票</p> <p>住 所</p> <p>負担者氏名</p>						
物	件	数	量	負担内容 (使用、収用処分)	期 間	摘 要
<p>令和 年 月 日</p> <p>水防管理者 下野市長 氏 名 印</p> <p>事務取扱者 職 氏 名 印</p>						

※ 上記権限行使により、損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は、特価によりその損害を補償するものとする。

(9) 避難のための立退き

ア 法第29条の規定により、水防管理者（市長）又はその命を受けた職員は、必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他によって区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。

イ 水防管理者（市長）が居住者に対して行う避難計画は、第2編第2章第7節「避難対策」の定めるところによる。

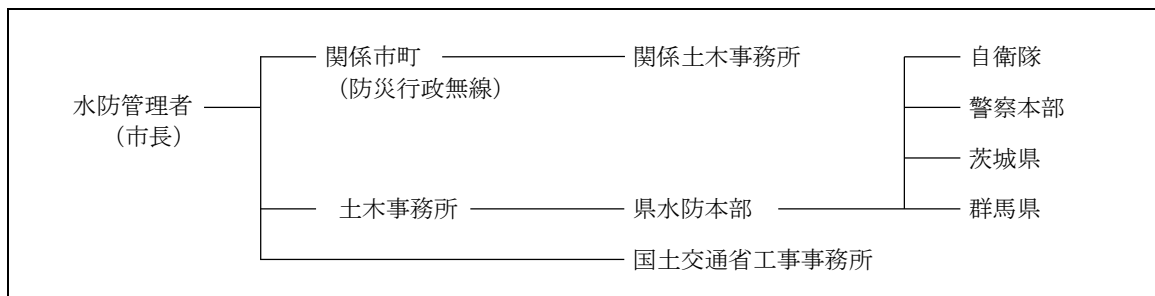
ウ 水防管理者（市長）が立退きを指示したときは、下野警察署長にその旨を通知しなければならない。

(10) 水防の解除

水防管理者（市長）は水防警報解除のあったとき又は水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、栃木土木事務所長に、その旨報告するものとする。

10 決壊時の処理

- (1) 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者（市長）は、法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- (2) 消防機関は、決壊後といえどもでき得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。
- (3) 通報系統については次のとおりとする。



11 協力応援

(1) 水防管理団体の協力応援

ア 市内の水防活動は、地元消防団を中心として行い、必要があるときは市長又は消防団長は、他の市町長又は水防管理者の応援について指令するものとする。

イ 隣接市町の水防に関する消防機関の相互協力に関して、市長はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたときは、隣接市町長又は水防管理者に対し、応援を要請するものとする。

- (ア) 応援要請の要領に関すること。
- (イ) 応援隊の編成集合に関すること。
- (ウ) 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送方法に関すること。
- (エ) 経費の負担区分に関すること。
- (オ) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
- (カ) その他必要な事項

ウ 隣接市町の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても前号の協力により相互に応援するほか、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

エ 前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理者の所轄のもとに緊密に連絡し努めて隊組織をもって協力するものとする。

オ 応援又は応援協力のために要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定（協議）により定めるものとする。

(2) 警察署の協力応援

水防管理者（市長）は、警察署の応援について水防のため必要があるときは、次の事項により警察署長に対して警察官の応援を要請することができる。

ア 要請の目的、編成（人員）

イ 要請の場所、日時

ウ 任務、指導区分

エ 応援者の給食、宿泊

オ 経費の負担区分

(3) 自衛隊の協力応援要請

市長は水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により、知事に派遣を要請することができる。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容

エ その他参考事項

12 水防報告

(1) 報告

ア 水防管理者（市長）は、洪水による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

(ア) 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

(イ) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに様式第1号により報告を行うものとする。ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね25戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

a 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護の別（保護者の要否）その他参考事項

b 集団被害については、その状況と対策の概要

(ウ) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（栃木土木事務所経由）を行うものとする。

(2) 水防活動実施報告

水防が終結したときは、水防管理者（市長）は様式第2号により知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

様式第1号

被害状況

年 月 日 時まで

中間市町

令和

年 月 日 時まで

確定報告作成者氏名

(1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

(2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別		被害数量		被害種別		被害数量					
人の被害	罹災者数			橋	県	流失	箇所数				
	死者						延長(m)				
	生死不明					落下	箇所数				
	重傷						延長(m)				
	家畜損害見積書					撤去	箇所数				
			延長(m)								
住宅の被害	全壊	戸数	よ			道	市	その他	箇所数		
		人員							延長(m)		
	半壊	戸数						計	損害見積額(円)		
		人員									
	一部破損	戸数		町	道			流失	箇所数		
		人員							延長(m)		
	流失	戸数						落下	箇所数		
		人員							延長(m)		
	浸水	床上	戸数						撤去	箇所数	
			人員							延長(m)	
床下		戸数				その他	箇所数				
		人員					延長(m)				
計	戸数		堤防の被害			国負担の堤防	流失	箇所数			
	人員							延長(m)			
	損害見積額(円)			決壊	箇所数						
		延長(m)									
	全壊	棟数		崩壊	箇所数						
		半壊	棟数								
		一部破損	棟数								

非住宅の被害	流失	棟数		堤防の被害	市町負の担の堤防	延長 (m)		
	浸水	床上				埋没	箇所数	
	〃	床下				計	延長 (m)	
	計	棟数				計	損害見積額 (円)	
農地の被害	田	浸水 (ha)		市町負の担の堤防	市町負の担の堤防	流失	箇所数	
		流失 (ha)				延長 (m)		
		埋没 (ha)				決壊	箇所数	
		その他 (ha)				延長 (m)		
		(ha)				崩壊	箇所数	
		損害見積額 (円)				延長 (m)		
	畑	浸水 (ha)		山林の被害	山林の被害	埋没	箇所数	
		流失 (ha)				延長 (m)		
		埋没 (ha)				計	損害見積額 (円)	
		その他 (ha)				計	損害見積額 (円)	
耕地の被害	田	面積 (ha)		山林の被害	山林の被害	荒廃林地	面積	
		損害見積額 (円)				損害見積額 (円)		
	畑	面積 (ha)				林道	延長	
		損害見積額 (円)				損害見積額 (円)		
	林産物	損害見積額 (円)				計	損害見積額 (円)	
	計	損害見積額 (円)				計	損害見積額 (円)	
公共施設の被害 (円)				損害見積額 (円)				
道路の被害	国	浸水	箇所数	備考	備考	(1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。		
		延長 (m)				(2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額		
	県	流失	箇所数			(3) 農作物の被害中 (その他) の欄には田畑に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。		
		延長 (m)				(4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。		
	道	決壊	箇所数			(5) 林産物の損害見込額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。		
		延長 (m)				(6) 全壊とは補修をしても使用に堪えない程		
	道	埋没	箇所数					
		延長 (m)						
	道	計	損害見積額 (円)					
		計	損害見積額 (円)					
道	浸水	箇所数						
		延長 (m)						

市 町 道	流失	箇所数		<p>度のもの、半壊とは補修（小修繕を除く。）による再使用に堪えうる程度のもの。一部破損とは部分的な小修繕により使用に堪えうる程度のことをいう。</p> <p>(7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建築中のものは建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。</p> <p>(8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水りょう、隧道、井樋、架樋、ため池、橋りょう等をいう。</p>
		延長 (m)		
	決壊	箇所数		
		延長 (m)		
	埋没	箇所数		
		延長 (m)		
	計	損害見積額 (円)		

様式第2号

水防管理団体の水防活動実施報告（令和〇年〇月分）

水防管理団体名		水防活動 延人員	水防活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施した月日	備考
指定別 非指定別	団体名			主要 資材	その他 資材品	小計 (B)			

- 注 1 主要資材とは、俵、かます、布袋等、たたみ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石である。
- 2 水防活動費とは、水防団員の出勤手当、食糧費等である。
- 3 用紙とはA4判横書とすること。

4-2 主要水門・樋門一覧

土木事務所	河川名	名称	位置		導水			設備		管理者	備考	
			地域	字	左右岸の別	高さ	幅数	機	能			
栃木	田川	吉田排水樋門	上坪山	宝蔵寺橋下	左	2.0	2.3	2	手動鋼製スルースゲート	下野市		
	"	排水樋門	下坪山	坪山橋上	"	1.5	1.5	1	フラップゲート	南河内土地改良区		
	"	"	"	"	右	1.0	1.2	1	"	"		
	"	"	"	別当河原	塚越橋下	左	1.4	2.0	2	"	南河内土地改良区	
	"	"	"	磯部	塚越橋上	"	1.5	1.5	1	"	"	
	"	"	"	谷地賀	"	"	1.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	"	
	"	"	"	"	谷地賀橋下	"	1.5	2.0	1	手動鋼製ラック式ゲート	栃木土木事務所	(谷地賀自治会)
	"	"	"	"	"	右	1.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	"	"	"	"	谷地賀橋上	左	1.0	1.0	1	フラップゲート	南河内土地改良区	(谷地賀上下公民館)
	"	"	"	町田	町田橋下	左	2.0	2.0	2	"	上三川土地改良区	
	"	"	"	"	"	右	1.5	2.0	1	"	南河内土地改良区	
	"	"	"	"	"	"	2.0	2.0	1	"	"	
	"	"	"	成田	五千石球場	右	2.2	2.2	2	ベベル式鋼製ゲート	"	(県下水道)
	姿川	排水樋門	"	国分寺	八ッ窪	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所	
	"	"	"	国分寺	"	右	2.2	3.3	1	"	国分寺土地改良区	
	"	"	"	川中子	"	左	2.3	3.6	1	"	下野市(建設課)	
"	"	"	"	"	右	1.5	2.0	1	"	栃木土木事務所		
"	"	"	"	"	左	1.5	2.0	1	"	"		
"	"	"	"	"	右	1.0	1.2	1	"	国分寺土地改良区		
"	"	"	"	"	右	1.2	2.0	1	"	栃木土木事務所		
"	"	"	笹原	"	左	1.2	2.0	1	"	"		
"	"	"	橋本	"	右	1.1	1.2	1	"	"		

〃	〃	下大領		左	2.2	1.6	1	ラック式単動ゲート	石橋土地改良区
〃	〃	中大領		左	1.0	1.0	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	〃		左	1.2	2.0	1	〃	〃
〃	〃	〃		左	φ1.0		1	〃	〃
〃	〃	細谷		右	φ1.0		1	〃	〃
〃	〃	中大領		左	2.5	3.0	1	〃	石橋土地改良区
〃	〃	上大領		左	φ1.0		1	〃	下野市 (水道・下水道課)
〃	〃	下長田		右	1.0	1.2	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	下古山		左	1.2	1.2	1	〃	〃
〃	〃	下長田		右	1.3	1.3	1	〃	〃
〃	〃	上古山		右	1.8	1.8	1	〃	壬生町(下水道課)
〃	〃	〃		右	1.5	2.5	1	〃	栃木土木事務所
〃	〃	〃		右	1.5	2.5	1	〃	〃
〃	〃	〃		右	φ0.6		1	〃	〃
〃	〃	〃		右	φ0.8		1	手動木製スルースゲート	〃

4-3 主要取水堰一覽

土木事務所	河川名	名称	位置		形状寸法			取水設備				管理者	備考	
			地域	字	形式	高さ	巾	寸法		機能				
								左右岸の別	高さ		巾			門
宇都宮 栃木	田川	成田堰	上三川	築	油圧式自動転倒ゲート	1.6	21.8×2	右	1.5	1.5	2	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	田川	五千石堰	成田		油圧式自動転倒ゲート	1.5	20.7×2	右	1.4	1.6	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	田川	蟹川堰	東根		油圧式自動転倒ゲート	1.5	19.4×2	右	1.4	1.6	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
宇都宮	姿川	幕田堰(石橋第1)	宇都宮	幕田	木扉転倒ゲート	1.0	30.0	左	1.5	0.9	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	関沢堰(石橋第2)	上古山		木扉転倒ゲート	1.0	39.0	左・右	1.2	1.2	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	上台用水堰	下長田		木製転倒ゲート	1.4	34.0	右	1.2	1.2	1	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
	姿川	細谷堰(細谷橋本)	上大領		油圧式自動転倒ゲート	1.2	42.0	右	1.3	1.23	2	鋼製スルースゲート	石橋土地改良区	
栃木	姿川	小山箕輪堰	下大領		油圧式自動転倒ゲート	1.8	25.8×2	左	2.0	1.8	2	鋼製スルースゲート	小山用水土地改良区	
	姿川	北河原堰	川中子		空気膨張式ラバーダム	0.9	46.0	右	1.2	1.2	1	鋼製スルースゲート	国分寺土地改良区	
	姿川	宮前堰	川中子		油圧式自動転倒ゲート	0.8	16.0×3	左	3.64	1.2	1	鋼製スルースゲート	国分寺土地改良区	
	新川	2号堰	上古山	大台	油圧式自動転倒ゲート	1.4	20.0	左	1.0	1.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
	新川	3号堰	上古山	柳町	油圧式自動転倒ゲート	1.5	20.0	左	1.0	1.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
	新川	角田堰	下古山	鶴巻	油圧式自動転倒ゲート	1.5	21.2	右	1.25	2.5	1	鋼製スライドゲート	石橋土地改良区	
	武名瀬川	上悪戸堰	上三川	五分一	空気膨張式ラバーダム	2.2	17.0	左	1.7	1.3	1	鋼製スライドゲート	南河内土地改良区	
	江川	高尾神堰	上三川	上三川	空気膨張式ラバーダム	1.0	17.0	右	1.7	1.2	1	鋼製スライドゲート	南河内土地改良区	
	江川	鯉沼堰	上三川	坂上	空気膨張式ラバーダム	1.2	23.4	右	1.5	0.95	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
	江川	上吉田堰	鯉沼		油圧式自動転倒ウイングゲート	1.0	23.6	右	1.4	1.2	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	
栃木	江川	関堀堰	上吉田		油圧式自動転倒ウイングゲート	1.25	19.3	右	1.5	1.2	1	鋼製スルースゲート	南河内土地改良区	

4-4 水防倉庫・水防資材一覧

1 栃木県

土木事務所	河川名	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材			水防器具																												
					かます 空袋 麻土 等の (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・木) パイプ (本)	鉄線 (kg)	シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	フコギ リ (丁)	フコ タ (丁)	ス (丁)	ソ ル ハ シ (丁)	ク ワ (丁)	オ ノ (丁)	掛 矢 (丁)	メ ン チ (丁)	ハ ツ チ (丁)	カ メ チ (丁)	エ チ (台)	一 輪 車 (台)	発 電 機 (台)	照 ト 明 (台)	救 命 ボ (台)	救 命 胴 衣 (着)	其 他									
宇都宮	田川	本吉田 水防倉庫	下野市長	田中681-1 (S37.11)	2,870	0	100	20	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	姿川	石橋	〃	石橋552-4	2,500	50	80	50	50	10	5	5	20	5	0	0	3	2	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 下野市

名称	地区	設置場所	面積	水防資材	
				土のう	杭
下野市防災倉庫	国分寺	小金井1146-1	15㎡	600袋	10本
本吉田水防倉庫	南河内	本吉田783	32㎡	500袋	
薬師寺水防倉庫	南河内	薬師寺2969-5	35㎡	300袋	
橋本水防倉庫	石橋	橋本436-6 (447)	39㎡	300袋	
花の木水防倉庫	石橋	花の木1丁目125-6	55㎡	300袋	

4-5 重要水防箇所

1 栃木県

地 先 名	重 要 水 防 箇 所	杭 位 置 (K、m)	延 長 (m)
小山市延島新田～下野市本吉田	52.8k上100m～54.8k上50m		1,950

2 下野市

箇所名	地 区	設置場所	原 因
細 谷	石 橋	姿橋左岸付近	平成27年9月9日～10日 関東・東北豪雨による床上浸水
箕 輪	国分寺	箕輪橋右岸付近	平成27年9月9日～10日 関東・東北豪雨による床上浸水
紫	国分寺	紫橋右岸付近	平成27年9月9日～10日 関東・東北豪雨による床上浸水
谷地賀	南河内	谷地賀橋左岸	令和元年10月12日～13日台風19号による床下浸水

4-6 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設

河川名	名称	所在地 電話番号	洪水予報の伝達方法
(国管理河川) 鬼怒川	吉田保育園	本吉田783-1 48-5054	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(国管理河川) 鬼怒川	日新ケアパレス	本吉田771-1 38-7568	電話伝達
(県管理河川) 田川			
(県管理河川) 姿川	グリム保育園	下長田69 52-1127	電話伝達
(県管理河川) 姿川	特別養護老人ホーム いしばし	下古山1174 52-1484	電話伝達
(県管理河川) 姿川	老人デイサービスセンター きらら	下古山1220 52-3710	電話伝達
(県管理河川) 姿川	子ども発達支援センター こばと園	下古山1220 44-6783	電話伝達
(県管理河川) 姿川	石橋中学校	石橋1130 52-1130	電話伝達
(県管理河川) 姿川	工房つばさ	箕輪425-1 40-0388	電話伝達

6 要配慮者関係

6-1 社会福祉施設

○児童福祉施設等

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	グリム保育園	下長田69	52-1127
2	こがねい保育園	小金井1249-1	44-3377
3	しば保育園	駅東6-10-3	44-2788
4	吉田保育園	本吉田783-1	48-5054
5	(私立) あおば保育園	薬師寺1584-6	48-5530
6	(私立) わかくさ保育園	薬師寺3151-2	58-7438
7	(私立) わかば保育園	下古山3025-1	39-6305
8	(私立) 薬師寺保育園	薬師寺2362-5	48-0063
9	(私立) にこにこ保育園	上大領313-40	37-6942
10	(私立) むつみこども園	柴769-17	44-0405
11	(私立) 第二愛泉幼稚園	柴1403-12	44-2838
12	(私立) 薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	48-0132
13	(私立) 第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	44-9988
14	(私立) 野ばら幼稚園	中大領386-1	53-5508
15	(私立) 愛泉幼稚園	小金井4-12-8	44-7783
16	(私立) 石橋幼稚園	石橋535	53-0218
17	南河内児童館学童保育室	緑3-5-4	44-8420
18	南河内小中学童保育室	薬師寺982	48-5011
19	緑小学校学童保育室	緑3-16-1	40-6335
20	石橋小学校学童保育室	花の木1-4	52-1175
21	古山小学校学童保育室第1	下古山3-1-4	52-1174
22	古山小学校学童保育室第2	下古山3-1-3	52-1334
23	石橋北小学校学童保育室	上古山1922	52-0087
24	国分寺東小学童保育室	柴897-1	40-7566
25	国分寺駅西児童館学童保育室	小金井5-22-1	44-0786
26	国分寺小学校学童保育室	小金井4-2-3	43-1121
27	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺1599-2	44-9318
28	子育て支援センターつくし	小金井789	43-1233

○老人福祉施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	特別養護老人ホームいしばし	下古山1174	52-1484
2	特別養護老人ホームまほろばの里	箕輪441-1	44-5155
3	特別養護老人ホーム天寿荘	薬師寺1131-10	48-5588
4	特別養護老人ホームにらがわの郷	仁良川1651-1	47-1171
5	特別養護老人ホーム煌	上古山1849-1	39-8341
6	特別養護老人ホームいしばし苑	上古山558-8	51-0151
7	特別養護老人ホームゆうがおの丘	下石橋501-1	39-6640
8	特別養護老人ホームみのわ	箕輪441-1	38-7713
9	介護老人保健施設お達者倶楽部	薬師寺2472-5	47-1090
10	グループホームあすか	川中子1465-1	40-0102
11	グループホーム仁良川苑	仁良川1442	47-0022
12	グループホームいしばし	上古山569-1	53-8866
13	グループホームふれんど下野	薬師寺3178-6	39-6366
14	ふれんど小規模多機能施設下野	薬師寺3178-55	39-7155
15	日新けあパレス	本吉田771-1	38-7568
16	ふれんどショートステイしもつけ	薬師寺3178-8	37-6031
17	介護付き有料老人ホーム新	小金井2290-1	39-7230
18	介護付高齢者住宅ぬくもり	小金井1-14-3	40-7770

○障がい児者施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	多機能事業所工房つばさ	箕輪425-1	40-0388
2	国分寺学園	国分寺1095-1	44-1478
3	エール	薬師寺3150-1	40-7500
4	就労継続支援B型事業所なのはな・すみれ	川中子3278	32-6778
5	地域包括支援センターゆうがお	石橋950-2	53-4621
6	こども通園センターけやき	駅東3-1-19	40-0909
7	こども発達支援センターこぼと園	下古山1220	44-6783

7 輸送関係

7-1 栃木県消防防災ヘリコプター 飛行場外・緊急離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
国分寺運動公園	小金井280	下野市長	0285-32-8888
別処山公園	絹板611-1	下野市長	0285-32-8888
自治医科大学	薬師寺3311-1	自治医科大学長	0285-44-2111

2 緊急離着陸場

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
大松山運動公園	大松山1-7-1	下野市長	0285-32-8888
石橋中学校	石橋1130	石橋中学校長	0285-52-1130
南河内球場	田中681-1	下野市長	0285-32-8888
五千石球場	成田649-3	下野市長	0285-32-8888
西坪山公園	下坪山1708	下野市長	0285-32-8888
南河内東部運動広場	上坪山15	下野市長	0285-32-8888
武名瀬川谷地賀親水公園	谷地賀777番地先	下野市長	0285-32-8888

7-2 栃木県ドクターヘリ ランデブーポイント一覧

(令和2年8月)

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
石橋地区消防本部駐車場	下石橋246-1	石橋地区消防組合消防本部消防長	0285-53-1119
大松山運動公園	大松山1-7-1	下野市長	0285-32-8888
石橋中学校	石橋1130	石橋中学校長	0285-52-1130
国分寺運動公園	小金井280	下野市長	0285-32-8888
別処山公園	絹板611-1	下野市長	0285-32-8888
自治医科大学	薬師寺3311-1	自治医科大学長	0285-44-2111
南河内球場	田中681-1	下野市長	0285-32-8888
五千石球場	成田649-3	下野市長	0285-32-8888
西坪山公園	下坪山1708	下野市長	0285-32-8888
南河内東部運動広場	上坪山15	下野市長	0285-32-8888
武名瀬川谷地賀親水公園	谷地賀777番地先	下野市長	0285-32-8888

8 備蓄関係

8-1 現物備蓄食料の状況

(令和3年12月1日)

アルファ米 (食)	白がゆ (食)	梅がゆ (食)	クラッカー (食)
8,900	450	2,740	8,400

2ℓ 保存水 (ℓ)	500ml 保存水 (ℓ)	液体ミルク (缶)	※使い捨て哺乳瓶96個入 (箱)
4,278	1,516	216	9

8-2 現物備蓄品の状況

(令和3年12月1日)

蓄電池・照明セット (台)	非接触型体温計 (個)	救急箱 (箱)	手指消毒液 (枚)	ディスポ手袋100枚入 (箱)
18	20	9	32	20

感染症予防対策キット (セット)	毛布 (枚)	簡易ベッド (基)	段ボールベッド (個)	段ボールパーテーション (個)
200	2,000	100	100	200

エアーマット60個入 (箱)	二人用プライベートルーム (個)	災害対策用プライベートルームテント (個)
27	190	18

ベンリートイレ (組)	ベンリートイレ用処理用品100個入 (箱)	ベンリーテント (組)
18	150	20

自動ラップ式トイレセット (組)	自動ラップ式トイレ用処理用品50個入 (箱)	要配慮者型テント (組)
4	60	0

トイレ用スリッパ (足)	乳児用おむつM64枚入 (パック)	乳児用おむつS62枚入 (パック)	リハビリパンツ16枚入 (パック)
100	20	18	18

生理用品ふつう30枚入 (パック)	生理用品夜用12枚入 (パック)	布ガムテープ (巻)	養生テープ (巻)
27	27	90	90

立ち入り禁止テープ (巻)	トラロープ200m (巻)	ビニール袋70ℓ 100枚入 (袋)	ビニール袋40号100枚入 (巻)
20	9	9	40

ブルーシート (枚)	LED懐中電灯(水電池) (個)	水電池100本入 (箱)	LEDランタン(単1×4本) (個)
322	50	9	50

LEDランタン用単1電池 (本)	トイレトペーパー24巻 (箱)	ウェットティッシュ20枚入 (袋)
450	20	1,800

タオル300×760mm (枚)	ウェットタオル300×700mm250枚 (巻)	マスク50枚入 (箱)	フェイスシールド10枚入 (セット)
1,350	9	320	20

油性マジックセット (セット)	湯沸しポット (台)	マイルディシート910×20,000mm (巻)	受付用テント (張)
9	20	80	9

9 避難関係

9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 国分寺地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能人員 (人)	炊出能力	延床面積 (㎡)	指定緊急避難場所			指定避難所	備考
						洪水災害	地震	大規模火事		
国分寺公民館	小金井1127	0285-40-5563	140	○	873	○	○	○	○	【第1次避難所】
国分寺東小学校	柴897-1	0285-44-3161	400	○	660	○	○	○	○	【第2次避難所】
旧国分寺西小学校	川中子3278	-	360	○	600	○	○	○	○	【第2次避難所】
国分寺武道館	駅東7-3-13	-	70		431	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺東児童館	駅東7-4-1	0285-44-2604	40		252	○	○	○	○	【第3次避難所】
コミュニティセンター友愛館	柴1019-1	0285-40-8111	100	○	603	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺小学校	小金井4-2-3	0285-44-0004	400	○	660	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺中学校	小金井4-1-8	0285-44-0050	1,150	○	1,897	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺B & G海洋センター体育館	小金井277-2	0285-44-5131	430		705	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺駅西児童館	小金井5-22-1	0285-44-0786	60		365	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺聖武館	国分寺628-2	-	340	○	558	○	○	○	○	【第3次避難所】
保健福祉センターゆうゆう館	小金井789	0285-43-1236	790	○	4,731	○	○	○	○	【第3次避難所】
国分寺運動公園	小金井277-2	0285-44-5131								広域避難場所

2 石橋地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人員 (人)	炊出し 能力	床 積 面 (㎡)	指定緊急避難場所			指定 避難 所	備 考
						洪水 災害	地震	大規模 火事		
スポーツ交流館	大松山1-7-1	0285-52-1124	120	○	743	○	○	○	○	【第1次避難所】
石橋北小学校	上古山1932	0285-52-1134	360	○	600	○	○	○	○	【第2次避難所】
古山小学校	下古山3-1-9	0285-52-1132	300	○	504	○	○	○	○	【第2次避難所】
石橋高等学校	石橋845	0285-53-2517	980	○	1,614	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋小学校	花の木1-4	0285-52-1131	410	○	675	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋体育センター	大松山1-7-1	0285-52-1124	820		1,358	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋中学校	石橋1130	0285-52-1130	730	○	1,201		○	○	○	【第3次避難所】
細谷小学校	細谷693	0285-52-1133	250	○	408	○	○	○	○	【第3次避難所】
石橋図書館	大松山1-7-3	0285-52-1136	250		1,488	○	○	○	○	【第3次避難所】
グリムの館	下古山747	0285-52-1180	230		1,366	○	○	○	○	【第3次避難所】
保健福祉センターきらら館	下古山1220	0285-52-3711	700	○	4,199		○	○	○	【第3次避難所】
ふれあいセンター	下長田146	0285-52-1184	90	○	549	○	○	○	○	【第3次避難所】
大松山運動公園	大松山1-7-1	0285-52-1124								

広域避難場所

3 南河内地区

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人員 (人)	炊出し 能力	延 面 (㎡)	床 積 面 (㎡)	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所	備 考
							洪水 災害	地震	大規模 火事		
ふれあい館	三王山698-5	0285-47-1126	620	○	3,744	○	○	○	○	○	【第1次避難所】
南河内公民館	田中681-1	0285-48-2393	330	○	1,950	○	○	○	○	○	【第2次避難所】
緑小学校	緑3-16-1	0285-40-6601	450	○	754	○	○	○	○	○	【第2次避難所】
祇園小学校	祇園2-21-3	0285-44-5002	450	○	748	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内体育センター	仁良川1141	0285-48-2392	730	○	1,210	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
仁良川コミュニティセンター	仁良川1468	0285-48-2007	90	○	536	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内小中学校	薬師寺986	0285-48-0010	760	○	1,267	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
旧薬師寺小学校	薬師寺1412	-	480	○	804	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
旧吉田東小学校	中川島7	-	450	○	745	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内東体育館	本吉田783	-	400	○	656	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内東公民館	本吉田783	0285-48-5511	200	○	1,232	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
旧吉田西小学校	下坪山959	-	450	○	754	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
南河内第二中学校	祇園4-16-3	0285-40-6030	800	○	1,333	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
薬師寺コミュニティセンター	薬師寺1387-25	0285-48-5522	100	○	731	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
上三川高等学校	上三川町大字 多功994-4	0285-53-2367	960	○	1589	○	○	○	○	○	【第3次避難所】
祇園原公園	祇園3-4	-									広域避難場所
諏訪山公園	緑1-2	-									
別処山公園	絹板611-1	-									

※対象とする災害
 洪水「○」…洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域でないもの
 地震「○」…新耐震基準導入（S56.6.1）後に建築されたもの
 大規模火事「○」…大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所
 ※耐震改修予定であれば○ H28.3月調査時点

9-2 福祉避難所一覧

(市有施設)

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
保健福祉センターゆうゆう館	小金井789	43-1232
保健福祉センターきらら館	下古山1220	52-3711
ふれあい館	三王山698-5	47-1126

(民間施設)

(令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホームいしばし	下古山1174	52-1484
特別養護老人ホームまほろばの里	箕輪441-1	44-5155
特別養護老人ホーム天寿荘	薬師寺1131-10	48-5588
特別養護老人ホームにらがわの郷	仁良川1651-1	47-1171
特別養護老人ホーム煌	上古山1849-1	39-8341
特別養護老人ホームいしばし苑	上古山558-8	51-0151
特別養護老人ホームゆうがおの丘	下石橋501-1	39-6640
特別養護老人ホームみのわ	箕輪441-1	38-7713
介護老人保健施設お達者倶楽部	薬師寺2472-5	47-1090
リビングサンクス石橋	石橋27	51-0300

9-3 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）

1 対象とする河川

(1) 避難指示等の対象となる河川は次表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

○不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

河川名	基準観測所	備考
鬼怒川	石井(右)	国管理
田川	明治橋	県管理
思川	保橋	県管理
黒川	東雲橋	県管理
姿川	淀橋	県管理
姿川	姿川橋	県管理

(2) 浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

○浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。

○用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

(1) 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次項に掲げる一覧表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

○想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

○堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

(2) 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

■ 鬼怒川

基準観測所	鬼怒川 石井(右)観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.5m）を超え、避難判断水位（2.6m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（2.6m）を超え、氾濫危険水位（3.3m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.3m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

■ 田川

基準観測所	田川 明治橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.2m）を超え、避難判断水位（2.9m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（2.9m）を超え、氾濫危険水位（3.5m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

■ 思川

基準観測所	思川 保橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.8m）を超え、避難判断水位（3.3m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（3.3m）を超え、氾濫危険水位（4.1m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

■黒川

基準観測所	黒川 東雲橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.5m）を超え、避難判断水位（4.5m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（4.5m）を超え、氾濫危険水位（5.0m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.0m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

■姿川

基準観測所	姿川 淀橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.0m）を超え、避難判断水位（2.8m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（2.8m）を超え、氾濫危険水位（3.3m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.3m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

■姿川

基準観測所	姿川 姿川橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.0m）を超え、避難判断水位（3.4m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位（3.4m）を超え、氾濫危険水位（3.9m）に達することが見込まれる場合 ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.9m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ・ 氾濫発生情報や大雨特別警報が発表されたとき

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

<緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、下野市災害対策本部です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、緊急安全確保を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。避難が間に合わない方は、直ちに命を守る行動を取ってください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

(2) 避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等（住民、自治会長、民生委員児童委員等） ・ 避難行動要支援者・福祉関係機関等（要支援者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等） ・ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）
伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報伝達システム、市ホームページ、メール配信、防災ラジオ、テレビ、広報車、電話、FAX等

10 保健衛生関係

10-1 水道事業浄水施設

(令和3年4月1日)

浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)	計 (人)
国分寺第1配水場	深	消	17,079	18,050
国分寺第2配水場	〃	〃	971	
石橋第1配水場	〃	〃	17,248	21,237
石橋第2配水場	〃	〃	3,989	
南河内第1配水場	〃	〃	18,219	19,120
南河内第2配水場	〃	〃	901	

給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	配水池	
			池数	貯水能力 (m ³)
1台	2.0m ³ ×2基 1.5m ³ ×1基 0.5m ³ ×1基	10L×525個 6L×6,075枚	12	11,887

10-2 下水道施設

(令和3年4月1日)

区分	県・市町村	処理場名	施設の所在地	供用開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	放流河川名
流域下水道	栃木県	県央浄化センター	上三川町多功1159	1987	63,200	標準活性汚泥法	田川

10-3 ごみ収集・運搬車所有状況

(平成3年4月1日)

市町村 事務組 合名	委託事業						許可業務					
	収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
下野市	42	134.65	14	26.20	56	160.85	223	541.55	146	362.79	369	523.64

10-4 ごみ焼却施設

(令和3年4月1日)

市町村名 事務組合名	構成 市町村名	施設名	所在地	建設年度	規模	施設数	処理方式	排煙処理施設
宇都宮市	宇都宮市 上三川町 下野市	クリーンパーク茂原	宇都宮市茂原町777-1	H9~12	390 (130×3)	1	全連	バグフィルター
小山広域	小山市 下野市 野木町	中央清掃センター	小山市塩沢576-15	S58~60 H25~28	160 (80×2) 70 (70×1)	2	全連	電気集じん機

10-5 粗大ごみ処理施設

(令和3年4月1日)

市町村 事務組合	施設名	施設の所在地	処理方式 (破砕・圧縮・併用)	処理能力 (t/日)	建設年度	使用開始年月
宇都宮市	クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	宇都宮市茂原777-1	圧縮	35	H9~12	H13.3
小山広域	リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	下野市下坪山1632	併用	40	H29~31	H31.4

10-6 し尿収集・運搬車所有状況

(令和3年4月1日)

許可業務	
吸上車(糞尿車)	
台数	積載量(t)
13	66.50

10-7 し尿処理施設

(令和3年4月1日)

市町村名 事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模 (kl/日)	施設数	処理方式(高度処理設備)
小山広域	小山広域クリーンセンター	小山市大字塩沢604	15	191	1	膜分離高負荷脱窒素処理(凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過)

11 災害救助関係

11-1 災害救助法施行細則（別表第一・第二・第三）

最終改正 令和2年規則第53号

別表第一（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

（一）避難所

- 1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所は原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 330円

- 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- 6 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

（二）応急仮設住宅

応急仮設住宅を供与される者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできないものに建設し、供与

するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型応急住宅

イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

ロ 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。

ハ 建設型応急住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型応急住宅を供給できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 賃貸型応急住宅

イ 賃貸型応急住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

- イ 主食費
- ロ 副食費
- ハ 燃料費
- ニ 雑費

3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,160円以内とする。

4 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(二) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、二の(一)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(四) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

四 医療及び助産の給付

(一) 医療の給付

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 診療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 施設病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
- 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(二) 助産の給付

- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
- 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(二) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(二) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

- 1 2の世帯以外の世帯にあっては、1世帯当たり、595,000円以内とする。
- 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、1世帯あたり、300,000円

(四) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

七 生業資金の貸与

(一) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

(二) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(三) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

- イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
- ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

(四) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(五) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

- 1 貸与期間 2年以内
- 2 利子 無利子

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は、損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課

程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- 1 教科書
- 2 文房具
- 3 通学用品

(三) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

1 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,500円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、5,200円

(四) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

九 死体の捜索及び処理

(一) 死体の捜索

1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(二) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

- 3 検案は、原則として救護班が行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,500円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
- ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
- 5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

十 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
- (二) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - 1 棺
 - 2 埋葬又は火葬
 - 3 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）172,000円以内とする。
- (四) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

十一 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 1 被災者の避難に係る支援
 - 2 医療及び助産
 - 3 被災者の救出
 - 4 飲料水の供給
 - 5 死体の捜索
 - 6 死体の処理
 - 7 救助用物資の整理配分
- (二) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施

を認めた期間以内とする。

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (一) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
- (二) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
- (三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が137,900円以内とする。
- (四) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第二（第8条関係）

- (一) 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,800円	4,560円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,900円	3,180円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,700円	3,140円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	15,500円	3,100円	
大工	26,300円	5,260円	
左官	27,000円	5,400円	
とび職	24,200円	4,840円	

- (二) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

別表第三（第13条関係）

救助事務費

(一) 救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- 1 超過勤務手当
- 2 賃金職員等雇上費
- 3 旅費
- 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- 5 使用料及び賃借料
- 6 通信運搬費
- 7 委託費

(二) 各年度において、(一)の救助事務費に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(一)の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- 1 30,000,000円以下の部分の金額 10/100
- 2 30,000,000円を超え60,000,000円以下の部分の金額 9/100
- 3 60,000,000円を超え100,000,000円以下の部分の金額 8/100
- 4 100,000,000円を超え200,000,000円以下の部分の金額 7/100
- 5 200,000,000円を超え300,000,000円以下の部分の金額 6/100
- 6 300,000,000円を超え500,000,000円以下の部分の金額 5/100
- 7 500,000,000円を超える部分の金額 4/100

(三) (二)の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第一に規定する救助の実施のため支出した費用及び、別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

12 応急危険度判定関係

12-1 下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 市の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を下野市地域防災計画に位置付けるものとする。

- 2 建設水道部都市計画課を判定所管課とし、都市計画課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。
- 3 都市計画課長は、建築関係業務に従事する職員を判定士として養成するものとする。
- 4 都市計画課長は、判定士等の確保に努めるものとする。
- 5 都市計画課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市災害対策本部長は、県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）から県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう進言された場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項又は第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設水道部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

- 2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 実施本部長 建設水道部都市計画課長
 - (2) 連絡調整班長 建設水道部都市計画課都市計画グループリーダー
 - (3) 物資調達班長 建設水道部都市計画課公園緑地グループリーダー
- 3 実施本部は、判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。
- 4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での判定活動の補完作業

（判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

- 2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 市災害対策本部は、判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、判定士の資格を有する市職員に判定活動を要請するものとする。
- 3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 市職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月30日から施行する。

12-2 下野市被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が市を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県と連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を下野市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設水道部都市計画課を危険度判定所管課とし、都市計画課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課等の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課等に要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設水道部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長 建設水道部都市計画課長

- (2) 連絡調整班長 建設水道部都市計画課都市計画グループリーダー
- (3) 物資調達班長 建設水道部都市計画課公園緑地グループリーダー

3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 市災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する市職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 市職員以外の宅地判定士等の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 市長は、危険度判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は平成18年4月30日から施行する。

13 その他

13-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

13-2 個人の防災心得

台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

2 台風等が近づいてきた時の準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂崩れ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。

ア 食糧三日分と飲料水

イ 人と人を結べるロープ等

ウ 下着類

エ つえとなる1.5mほどの棒

オ 重要品、貴重品、印鑑等

(4) 屋根の点検

ア カワラ屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側のカワラなどが、めくれやすいので、十分調べてしばったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。

イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補強する。

- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は倒れることがあるので注意する。柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきた時

- (1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。
 - ア 畳は高い台や机などの上に積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。

- (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの起る危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

4 避難する時の注意

- (1) 平常から避難場所と安全な避難路とを、よく確認しておく。
- (2) 市から避難指示等があったら、いつでも避難できるよう準備しておく。
- (3) 傷病者、高齢者、乳幼児などの要配慮者は早めに避難する。
- (4) 避難指示等がでたら、まず火の始末をして、戸締まりを完全にする。
- (5) 携行品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災ずきん、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒をつえとして安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子供を先にして、家族又は隣近所そろって避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープで繋ぐ。
- (10) 避難の指示は、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送によって行われることになるので、十分注意するとともに近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声がとどかないので、指導者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には、懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人で通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので、注意する。

大地震に対する心得

1 災害時に自分を守るための行動

- (1) 身の安全を図る行動
 - ア 机やテーブルに身を隠す
 - ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。
 - ・身近にある座布団などで、頭部を保護する。
 - イ 非常脱出口を確保する
 - ・マンションなどでは地震で扉がゆがみ開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する。
(地震により電気機器が転倒したりして、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する

- ・万が一出火した場合は、消火器やバケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めましょう。
- ・大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

- ・避難するときは、徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものにする。
- ・携帯品は、必需品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、カワラなどが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・がけや川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、がけ崩れに注意

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起りやすいので、自分で素早く決断し、直ちに避難する。

エ 海では津波に注意

- ・海浜にいる時に、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報に注意する。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ・ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。
- ・市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

(5) 協力しあつての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などの救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの要配慮者をみんなが協力しあって救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあって救出活動を行う。

[家庭・地域で備えておきたい資機材]

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなどの救出救護資機材

(6) 自動車運転中の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聴く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、かぎをつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

(1) 防災訓練への参加

- ・市などで実施される防災訓練に隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

- ・大地震の時、家族があわてずに行動できるよう、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施 ・避難場所、避難路の確認 ・家族の安否確認方法
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄 ・救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担 ・非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根ガワラなどを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていないとか、転倒防止の控壁を設けていないなど、加工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

- ・“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、バケツ、風呂水のくみ置きなど消火に役立つものを普段から備える。

(5) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な

照明器具などの電源が確保されるか確認する。

- ・電気機器は、どのような安全措置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは、「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちてこないようにする。

(6) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の気を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水は、その晩はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのではない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けて、すぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。

- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団又は毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火が発生したときは、自分の家が烧けないように屋根や壁等に水をどんでんかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどでマスクする。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹ばいになる。
- (17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。

かみなりに対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでも、すぐ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず傘、ゴルフクラブ等は頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物体から即刻離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であるか確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているため1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身に付けない。

災害に備え家庭に準備すべきもの

- (1) 照明用具 懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- (2) 食糧 乾パン、飲料水、缶詰等（最低3日分の食糧と飲料水を用意しましょう。）
- (3) 炊事道具 携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- (4) 応急薬品 消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- (5) 携行用品 リュック、風呂敷、ビニール袋等
- (6) 情報手段 ラジオ、地図、鉛筆等
- (7) その他 ヘルメット、ずきん、貴重品類等